

鳥取県告示第 676 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成19年8月7日から同月21日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び鳥取市役所（鳥取市尚徳町116）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成19年8月21日までに知事に意見書を提出することができる。

平成19年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路1・3・1号智頭鳥取線

八頭中央都市計画道路1・4・1号智頭鳥取線

八頭中央都市計画道路3・4・5号徳吉西円通寺線

八頭中央都市計画道路3・6・1号高福西御門線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 鳥取都市計画道路1・3・1号智頭鳥取線

変更する部分

鳥取市西円通寺字袖ノ木、長谷字川向、字下砂田、字藤ヶ森、字狭間及び字下土手下、倭文字土居ノ内、字上ノ田、字片山、字片山山分、字中屋敷、字妙見谷、字堤下夕、字池ノ内、字藪ノ元、字西ノ畑及び字弁才天、玉津字早魁、字代田、字河原及び字三ツ隈、横枕字下カザシ、字ヒコク田、字イゴ及び字糖ノ尻下、竹生字鎌木、字堤下夕及び字稲田、上味野字大坪上ノ割、字大坪下ノ割、字小屋場、字北谷堤奥及び字洞貝、下味野字菖蒲谷、字童子山、字小山谷、字堂谷、字竹谷、字観音谷、北村字池ノ内、字池ノ内谷及び字池ノ内東分、服部字池ノ内荒神山、字池ノ内堤谷、字池ノ内西、字池ノ内北平、字西石田、字高畷、東石田及び玉向並びに本高字白木、字道免、字白木西分、字白木東分、字段木及び字円ノ前

(2) 八頭中央都市計画道路1・4・1号智頭鳥取線

追加する部分

鳥取市用瀬町安蔵字井手口、字向井田及び字高畔、別府字ビワガイチ、字寺谷及び字橋向並びに美成字船ヶ谷茶園ヶ平ル及び字猪子塔、同市河原町佐貫字堤ノ内、字岡崎及び字馬場川、高福字ロイソフ谷、

変更する部分

鳥取市用瀬町川中字猿山、字中山、字鴛ヶ谷及び字カラヒツ、宮原字檜木ヶ嶽、字宮谷、字小林谷影平及び字小林谷日平、安蔵字岡影平、字荒田平、字下モ河原、字宮ノ前、字大林、字向山及び字鹿子下ノ谷、家奥字森ヶ谷、字熊ヶ谷、字シル谷口、字熊谷口、字火ノ谷、字安岡谷、字安岡口、字的場、字山神谷口、字山ノ神谷、字北谷ノ内南ヶ谷、字北小谷、字北谷ノ内本谷、字小谷平及び字桂谷ノ内ゴウロ谷、別府字妙ヶ平、字穴ノ谷、字堂ノ谷、字井手桁、字幸神道ノ下、字樟ノ元山添、字尾バナ谷、字横岩及び字小谷並びに美成字桂谷、字船ヶ谷、字大丸尾谷、字王子畑口林下、字王子畑、字下モ王子畑、字盲谷、字松ヶ谷、字天王、字オヶ谷、字高田、字下モ山、字岨詰ノ下モ及び鬼ヶ嶽、同市河原町佐貫字若桑谷、字千切ヶ谷、字平尾、字筑紫ヶ谷、字大畑、字浅谷、字ヒノ谷、字上墓、字大星及び字大田、八日市字荒堀及び字天水、高福字上新田、字大ガンキャウ、字大ガンキャウ宮ノ上、字高谷平、字奥イソフ谷、字イソフ谷平、字大將軍、字沢、字島田、字上ミ長トロ、字島田、字向畑、字中新田、字中道端及び字長通り、徳吉字上河原、字中河原、字水口及び下河原、今在家字向河原及び字中河原、片山字畑牧場、字下沖、字切岩、字村ノ前、字上土居、字下土居、字蓮正寺、字見平、字乙水出、字岨、字宮ノ下夕、字瀧山及び字岨ノ谷、稲常字宮ノ上ミ及び字向河原、袋河原字下内河原、布袋字上ミ三味、字下モ三味、字向河原、字土手ノ下、字東浦、字新田、字東屋敷、字堂光寺及び字北土居並びに西円通寺

字畑ヶ中

(3) 八頭中央都市計画道路3・5・4号徳吉西円通寺線

変更する部分

鳥取市河原町高福字荒田、字中新田、字中道端及び字長通り、徳吉字上河原、字中河原、字水口及び字下河原、今在家字向河原、字古屋敷及び字中河原、片山字畑牧場、字恵比須木、字下沖、字切岩、字村ノ前、字高国、字上土居、字下土居、字蓮正寺、字見平、字村ノ下モ、字乙水出、字水出、字宮ノ元、字崙、字宮ノ下タ、字瀧山及び字崙ノ谷、稲常字宮ノ上ミ及び字向河原、袋河原字下内河原、布袋字上ミ三味、字下モ三味、字道東、字砂子、字土手ノ下、字東浦、字新田、字東屋敷、字堂光寺及び字北土居並びに西円通寺字畑ヶ中

(4) 八頭中央都市計画道路3・6・1号高福西御門線

変更する部分

鳥取市河原町高福字長通り及び字中道端